

自然情報調査及び次期レッドリストのあり方の検討経過等

1 自然情報調査について

(1) 令和元年度の専門部会、委員会での審議概要

- ・レッドリスト見直しのための根拠を収集せよと言われると、昆虫などは種数が多くて対応できない
- ・何十年も確認記録がないものなど、調査の必要がない種も多いのではないか
- ・各調査班で文献、資料の収集に努めるが、公的な資料については市で収集を行う
- ・市民が参加できるイベント的な調査ができないか
- ・市民調査やアンケートなどの調査結果については専門家が精査する必要がある
- ・市民から市への通報などは貴重な情報源なため、調査班と情報共有されたい
- ・こうした調査が行政にとってもいかに重要なかを理解してもらえようようにしたい
- ・単なる学術調査ではなく、行政の一環として情報共有されることに価値がある
- ・調査の成果としてどこに何がいたかを挙げるだけでなく、情報の発信方法を工夫することで、岐阜市の自然の状況を市民に伝えることができる

(2) 今後の方針と取り組み状況

- ・分野ごとに最適な調査方法を採用するための見直しを行いつつ調査を進める
⇒現況に即した調査方法を採用し、すべての調査分野で現地調査を実施
- ・現地調査を推進するため、岐阜市からの情報提供（調査地点の選定等）や調整事務を充実する
⇒調査候補地の選定、調査立入等の調整、消耗品の提供、現地調査補助等を実施
- ・現地調査と並行して、国、県、大学、関係機関等に働きかけ、資料、文献の収集を積極的に行う
⇒現地調査及び各機関からの情報提供により、現時点で約 40,000 件（H21～25 年度調査：約 64,000 件）の新規生物情報を収集

2 次期レッドリストについて

(1) 令和元年度の専門部会、委員会での審議概要

① 見直しについて

- ・レッドリストは「昔はたくさんいたが今は減少したものであり、もともと個体数が少ない種は該当しない」という考え方もある
- ・リスト見直しに伴い、「以前貴重だと決めたものを数年で消してしまうのか」という異論が出ることを想定しなければいけない
- ・国や県のレッドリスト選定と同じ考え方で、市のような狭い範囲のリスト選定を行うと様々な矛盾が生じることがある
- ・見直しの全体的な方向は皆で決め、最終的には各分野で責任を持って見直す

② 活用について

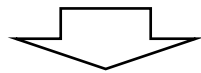
- ・レッドリストは数が減少している種のリストだが、今回の見直しは、なぜこの種がリストに記載されているのか、その意味を伝えることが重要
- ・レッドリストはどうしても希少性の問題になるが、希少性だけで市民に訴えていくよりも、「市民に関心を持ってもらう」ことを念頭に、各分野で調査していく事も大事
- ・次期レッドリストには市としてできる対策や、市民ができそうなことの項目を付け加えることで、利用価値を高めてはどうか
- ・レッドリストの中から、対応可能な種を「保全対象種」とするなら、レッドリストの上位種ではないかもしれない。それを市民にどう理解してもらうか考える必要がある
- ・ブルーリストの中から市民に駆除してもらいたい「被害低減対象種(外来種対応指針)」を挙げていくのが分かりやすい

③ “岐阜市版”としてのレッドリストについて

- ・国や県のレッドリストの上位記載種をすべて拾うと、国も県も市も全部当たり前の種を載せることになる
- ・レッドリストは学術的でなければいけない、という意見がある一方で、学術的だと市民に伝わりにくいという面もある
- ・市民に訴えかけることを目的としたリストにするのは良い考え
- ・国や県のレッドリストと違うならば、レッドリストにはない新たなカテゴリをつくらなければいけない
- ・国や県のレッドリストとは意味が違うので、「レッドリスト」という名称自体を使うかどうか検討したほうがよい
- ・専門家の自己満足に終わらせず、委員会や行政の目線を取り入れてちゃんと公表できるものを目指す

(2) 今後の方針

- ・国や県のレッドリストとの意味や内容の違い、差別化を踏まえ、レッドリストという名称から検討をし直す
- ・レッドリスト・ブルーリストの見直しは、市民への働き掛け、わかりやすい対応策等を意識したものとし、行政の目線も取り入れて引き続き検討を行う



2021 年度末までにレッドリストのあり方を決定

※レッドリストとは

絶滅するおそれのある野生生物の種の一覧。生物学的観点から絶滅の危険度を評価し、すでに絶滅したと考えられる種や絶滅の危機にある種を「絶滅」、「野生絶滅」、「絶滅危惧」、「準絶滅危惧」などのカテゴリーに分類して記載している。

IUCN（国際自然保護連合）が作成する世界規模のレッドリスト（IUCN絶滅のおそれのある生物種のレッドリスト）をもとに、世界各国・地域で独自のリストが作成・公表されている。日本では環境省や各都道府県および日本哺乳類学会などの学術団体がそれぞれ独自のレッドリストを作成している。